

京都市上下水道局告示第32号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和2年9月29日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名簿

(1) 指定番号24号

京都市北区大宮開町3
有限会社 大宮工業所
代表取締役 田中 隆

(2) 指定番号210号

京都市南区吉祥院石原東ノ口町44-1
株式会社 キョウプロ 京都支店
支店長 赤倉 正浩

(3) 指定番号555号

京都市右京区京北熊田町松ヶ下17-2
仲井電気工事商会
代表者 仲井 昭生

2 廃止年月日

令和2年9月29日

(上下水道局水道部水道管路課)